

下関市集合住宅管理者・中小企業者等 LED 照明設備導入促進補助金申請 の手引き

下関市

令和 7 年 6 月 第 2 版

目 次

1 目的

2 補助金交付対象者

補助金の交付対象としない場合／集合住宅管理者とは／
中小企業者等とは／下関市環境配慮行動優良事業者とは

3 補助対象事業

LED 照明設備とは／更新とは

4 補助対象経費

対象となる経費／対象外となる経費の例／補助金額

5 補助金交付までの流れ

6 補助金交付申請

交付申請の受付について／見積書提出時の注意事項／
確定申告書類等の写しについて

7 交付決定通知

8 補助対象事業実施の注意事項

補助対象事業の着手時期／補助対象事業の内容変更／
写真の撮影／補助対象経費の支払方法

9 補助金完了報告

完了報告の受付について

10 補助金額の確定

11 補助金の請求及び交付

請求書について／請求書提出方法

12 補助金の交付

13 補助事業終了後の留意事項

財産の処分の制限／財産の管理と効果的な運用／
経理関係書類の保管／協力及び情報の公表

1 目的

この補助金は、急激な原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を緩和するため、蛍光灯や水銀灯などの既存の照明設備を LED 照明設備に更新することによりエネルギー利用の合理化促進を図り、もって集合住宅の共用部分の管理者及び中小企業者等の省エネの取組を支援するとともに、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進することを目的としています。

2 補助金交付対象者

下関市内に住所を有する集合住宅管理者（※1）又は下関市内に事業所（個人事業主の場合は、下関市内に住所及び主たる事業所）のある中小企業者等（※2）とします。

ただし、補助金の申請を行おうとする事業について、他の補助制度により補助を受けている者を除きます。

補助金の交付対象としない場合

上記にかかわらず、補助金の交付を受けようとする集合住宅管理者、中小企業者等又はその**役員等**が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象となりません。

- (1) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

役員等とは…個人事業主の場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいいます。

集合住宅管理者とは（※1）

分譲マンションなど2以上の区分所有者がいる建物の共用部分を管理している者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 集会の決議によって選任された管理者
- (2) 管理組合法人
- (3) 管理組合の理事長

中小企業者等とは（※2）

資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の者（会社以外の法人は、業種にかかわらず常時使用する従業員数が300人以下である者。）であって、次の要件のいずれにも該当する者とします。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。
- (3) 補助金の交付申請の日前1年以上市内で事業を営む者であること。
- (4) 補助金の交付申請の日において、下関市環境配慮行動優良事業者（※3）として、下関市から認定されていること又は補助金の交付申請の日において認定申請中であり、事業完了報告の時までに下関市から認定されていること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っていないこと。

- 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人）
 - 個人事業主 ●事業協同組合 ●企業組合 ●協業組合 ●一般社団法人
 - 一般財団法人 ●医療法人 ●社会福祉法人
 - 農事組合法人（協同組合等に該当するものを除く。） ●法人税上の収益事業（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条に規定する34事業）を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人
- （表）

主たる事業の業種	中小企業者等	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （以下の3業種を除く。）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

下関市環境配慮行動優良事業者とは（※3）

地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制など環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる事業者として、下関市から認定を受けた事業者のことです。詳しくは下関市ホームページをご確認ください。

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/53/59821.html>

3 補助対象事業

下関市内の集合住宅の共用部分又は事業所において、その建物に設置されている蛍光灯や水銀灯などの既存の照明設備を LED 照明設備に更新（※4）する事業です。

LED照明設備とは

光源に発光ダイオード（Light Emitting Diode）を主電源として使用するよう設計した照明設備で、建物に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。）のうち、次のいずれにも該当しないもの。

- (1) 自らが購入し、所有し、又は使用しないもの
- (2) 自社の事業の用に供しないもの
- (3) 自社で製造する製品であるもの
- (4) 更新前後で使用用途が異なるもの
- (5) 工事を伴わないランプの交換のみのもの
- (6) 照明用以外の目的のもの（非常灯及び誘導灯は除く。）
- (7) 兼用設備、将来用設備又は予備設備のため導入するもの
- (8) 未使用品でないもの

更新とは（※4）

蛍光灯又は水銀灯などの既存の照明設備を撤去（廃棄）し、LED 照明設備に入れ替えることをいいます。

なお、電球だけを取り替えるものや LED 照明設備から LED 照明設備へ入れ替えるもの、照明スタンドなどの持ち運びが可能な照明の更新は、補助対象となりません。

4 補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な LED 照明設備の設備費及び工事費が補助対象経費となります。なお、工事は、市内業者が施工するもののみが対象となります。

なお、市内業者とは市内に本社若しくは本店所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主をいいます。

対象となる経費

設備費	・ LED 照明設備本体（電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む。）の購入に要する費用
工事費	・ LED 照明設備の運搬（配送）に係る経費 ・ LED 照明設備の設置及び設置に必要な配線等の工事に係る経費 ・ 既存の照明設備の撤去に要する経費

※工事費のみでの申請はできません。

対象外となる経費の例

- ・ 建物、構築物の購入等に要する経費
- ・ 補助金交付対象者自身で行った LED 照明設備の工事に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込手数料、保守経費、支払利息及び遅延損害金
- ・ 補助金の交付決定前に支払われた経費 等

補助金額

（集合住宅管理者）

補助率	上限額	下限額
2 分の 1	5 0 万円	1 0 万円

* 補助対象経費（税抜）が 2 0 万円以上であることが必要です。

* 補助金額は 1,0 0 0 円未満切捨て

（中小企業者等）

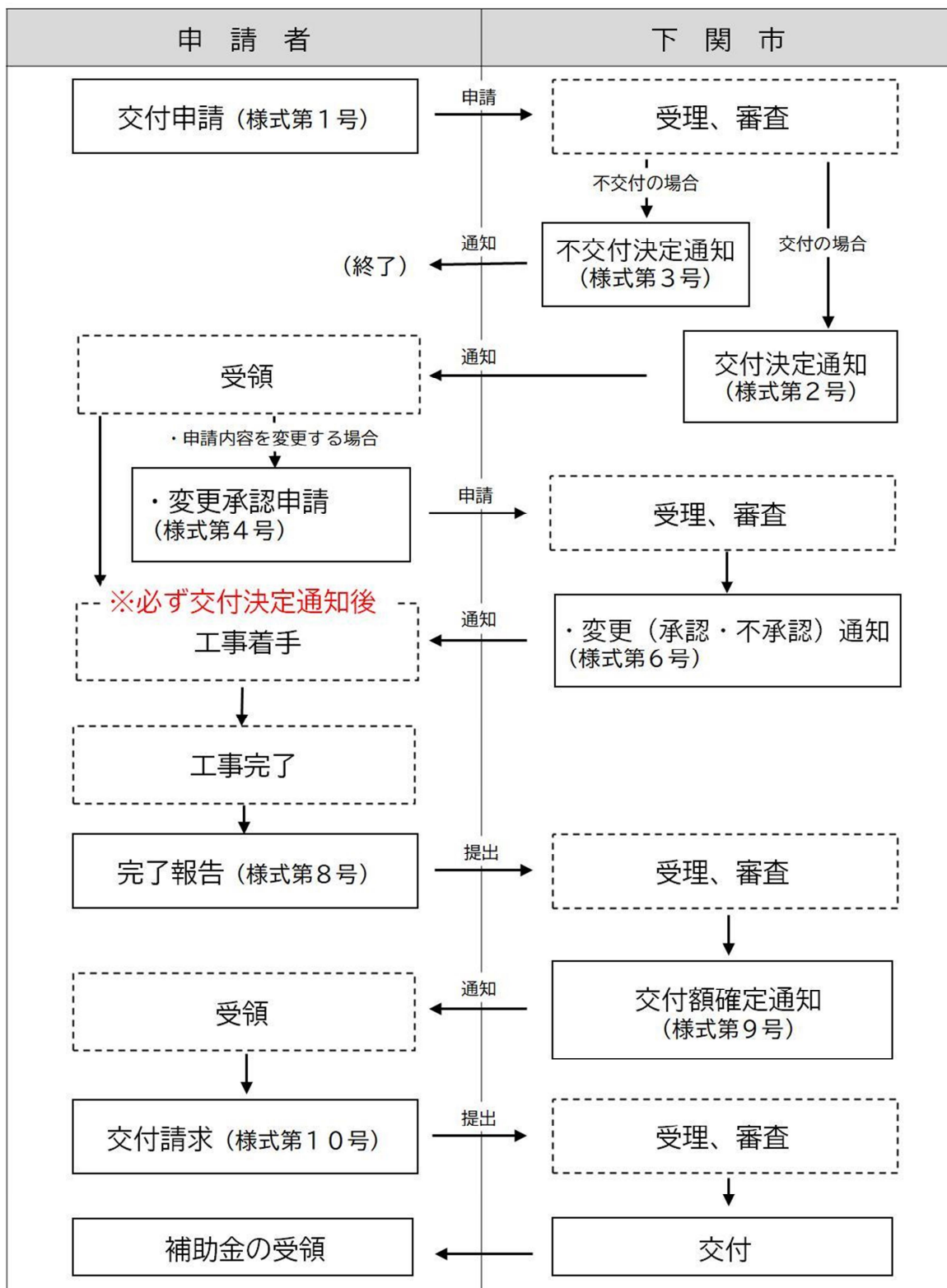
補助率	上限額	下限額
2 分の 1	5 0 万円	2 0 万円

* 補助対象経費（税抜）が 4 0 万円以上であることが必要です。

* 補助金額は 1,0 0 0 円未満切捨て

5 補助金交付までの流れ

下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金 フローチャート



6 補助金交付申請

補助金交付申請書は下関市集合住宅管理者・中小企業者等 LED 照明設備導入促進補助金交付申請書（様式第 1 号）を使用し、令和 7 年 7 月 1 日以降に提出をしてください。申請書の様式は、下関市ホームページに掲載しています。交付申請に係る提出書類は、コピーするなど控えをとってください。

交付申請の受付について

1 申請受付開始 : 令和 7 年 7 月 1 日（火）※先着順、予算が無くなり次第終了

2 申請書提出方法 : 郵送又は窓口を持参

3 郵送先 : 〒751-0847

下関市古屋町一丁目 18 番 1 号 下関市環境部環境政策課 宛

封筒の表に「集合住宅管理者・中小企業者等 LED 補助金申請書在中」と朱書きしてください。

4 窓口持参 : 下関市環境部庁舎 3 階環境政策課窓口に提出してください。

5 受付時間 : 平日 9 時～17 時

6 提出書類 :

区分	提出書類
交付申請者共通	(1) 下関市集合住宅管理者・中小企業者等 LED 照明設備導入促進補助金交付申請書（様式第 1 号） (2) 事業計画書及び収支予算書（様式第 1 号別紙 1） (3) 交付対象要件の確認及び誓約・同意事項（様式第 1 号別紙 2） (4) 補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し (5) LED 照明設備の仕様が確認できるもの（カタログ、仕様書等） (6) 更新前の既存照明設備及び更新後の LED 照明設備の配置図 (7) 事業所の外観写真及び更新前の既存照明設備の設置状況が確認できる写真（写真はカラーとする。） (8) その他市長が必要と認める書類

区分	提出書類
集合住宅管理者	(9) 建物部分の不動産登記事項証明書（原本。交付申請書の提出日前 3 か月以内に発行されたもの。） (10) 管理規約の写し (11) 対象機器等を導入することについて決議されたことを確認できる書類（決議書、議事録等）の写し又は区分所有者（申請者以外の共有者）の承諾書 (12) 集合住宅管理者として選任されたことを確認できる書類（決議書、議事録等）の写し（管理組合法人は除く。）
中小企業者等	(13) 市税の滞納がない旨の証明書（原本。交付申請書の提出日前 3 か月以内に発行されたもの。） (14) 確定申告書類の写し（税務署等で収受されたことが確認できるもの） (15) 交付申請者の住民票の写し（原本。交付申請書の提出日前 3 か月以内に発行されたもの。マイナンバー・住民票コードの記載のないもの。個人事業主に限る。） (16) 事業実態が確認できる書類の写し（個人事業主で事業所が住民票上の住所地にあり、かつ確定申告書類に屋号の記載がない者又は最初の申告期未到来の法人に限る。） (17) 令和 7 年度現況報告書の写し（確定申告の義務のない社会福祉法人に限る。） (18) 市県民税申告書の写し（確定申告義務がなく、市県民税の申告をしている個人事業主の方。市で収受されたことが確認できるもの）

見積書提出時の注意事項

- ・「見積書」の記載があるか。
- ・見積書の宛名は、補助金交付申請者と一致しているか。
(補助金交付申請者が法人の場合は、店舗名ではなく法人名宛となっていること。)
- ・見積有効期限及び工期が明記されており、申請時点で有効な見積書であるか。
- ・工期は本補助金の完了報告書提出期限の令和8年2月27日までの日付になっているか。
- ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に分けられているか。
- ・値引きがある場合、どの項目から値引きされているか明示されているか。
- ・おおむね適正な価格と考えられるか。(LED照明設備の市場価格や運搬費、工事費など見積価格の適正性に疑義がある場合は、積算根拠の提出を別に求める場合があります。)

確定申告書類等の写しについて（中小企業者等のみ）

(法人の場合)

- ・前事業年度分の法人税の確定申告書別表1
- ・法人事業概況説明書（両面）

(個人の場合)

- ・令和6年分の所得税の確定申告書第一表
- ・令和6年分の所得税青色申告決算書（4頁）又は収支内訳書（2頁）

(共通事項)（※該当者のみ）

- (1) 個人事業主で事業所が住民票上の住所地にあり、確定申告書類に屋号の記載がない方や最初の申告期未到来の法人の方
開業届（税務署の収受が確認できるもの）や現在事項全部証明書の写し等
- (2) 確定申告義務のない社会福祉法人
令和7年度現況報告書の写し
- (3) 確定申告義務がなく、市県民税の申告をしている個人事業主の方
令和7年度の市県民税申告書の写し（市で収受されたことが確認できるもの）
※上記の他にも、必要に応じて書類等の提出をお願いする場合があります。

7 交付決定通知

提出された交付申請書を審査し、下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付決定通知書（様式第2号）又は不交付決定通知書（様式第3号）を郵便にて送付します。なお、審査中に書類不備の連絡があった場合は速やかに対応してください。

なお、審査において、現地調査等を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

8 補助対象事業実施の注意事項

補助対象事業の着手時期

補助事業の着手（発注、契約）は、交付決定のあった日以降に行ってください。

補助対象事業の内容変更

補助金交付決定後、交付申請書に記載した内容を変更し、又は交付申請を取り下げようとするときは、必ず事前に連絡してください。

必要に応じて下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金変更承認申請書（様式第4号）又は下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金取下げ承認申請書（様式第5号）を提出していただきます。

なお、内容変更により補助対象経費が増額する場合でも、補助金の交付決定金額を増額することはできません。

写真の撮影

完了報告書にはLED照明設備の設置状況が確認できる写真として、設置工事中、設置後のカラー写真の添付が必要です。

補助対象経費の支払方法

補助対象経費の支払いについては、他の取引との混合支払いは行わないでください。

9 補助金完了報告

補助金完了報告書は下関市集合住宅管理者・中小企業者等 LED 照明設備導入促進補助金完了報告書（様式第 8 号）を使用し、提出してください。完了報告書類の様式は、下関市ホームページに掲載しています。

完了報告の受付について

1 完了報告期限：令和 8 年 2 月 27 日（金）

補助対象事業に係る工事及び工事代金の支払いの完了日から起算して 30 日を経過した日もしくは完了報告期限のいずれか早い日までに提出してください。補助事業完了日から起算して 30 日を経過した日が休日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日までとします。

2 完了報告書提出方法：郵送又は窓口を持参

3 郵送先：〒751-0847

下関市古屋町一丁目 18 番 1 号 下関市環境部環境政策課 宛

封筒の表に「集合住宅管理者・中小企業者等 LED 補助金完了報告書在中」と朱書きしてください。

4 窓口持参：下関市環境部庁舎 3 階環境政策課窓口に提出してください。

5 受付時間：平日 9 時から 17 時まで

6 提出書類：

(1) 下関市集合住宅管理者・中小企業者等 LED 照明設備導入促進補助金完了報告書（様式第 8 号）

注）補助対象事業の完了日とは、工事費用の支払い完了日をいいます。

(2) 事業報告書及び収支決算書（様式第 8 号別紙 1）

(3) LED 照明設備の設置状況が確認できるカラー写真（設置工事中、設置後）

(4) 補助対象経費の請求書の写し（内訳、明細が確認できるもの）

(5) 領収書その他の補助対象経費の支払を証する書類の写し

注）施工業者への支払いは、原則金融機関による振込みでお願いします。なお、ネットバンキングによる振込みの場合、振込みが完了したことがわかる資料をご提出ください。（振込み指定日以降に作成された書類をご提出ください。）

(6) 既存照明設備の処分（廃棄・売却・下取り等）が確認できる書類の写し

（例）廃棄証明書、廃棄物処理施設への持ち込み票 等

(7) その他市長が必要と認める書類

10 補助金額の確定

提出された完了報告書の内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付額確定通知書（様式第9号）を郵便にて送付します。

なお、審査において現地調査等を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

11 補助金の請求及び交付

補助金額の確定通知書を受け取ったら、速やかに下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金交付請求書（様式第10号）を下関市環境部環境政策課に提出してください。

請求書について

請求書に記載する補助金振込先は、申請者と同一名義であることが必要です。

請求書提出方法

郵送又は窓口にご持参ください。

12 補助金の交付

請求書受理後、3週間程度で、指定口座に補助金を振り込みます。

13 補助事業終了後の留意事項

財産の処分の制限

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間終了前に、補助対象事業により取得した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、下関市集合住宅管理者・中小企業者等LED照明設備導入促進補助金処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、財産処分承認に係る財産を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただく場合があります。

財産の管理と効果的な運用

補助事業者は、補助金により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図る必要があります。

経理関係書類の保管

補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類は完了報告書を提出した日の属する下関市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければなりません。会計検査院による検査が行われる際は、必要書類の提出、現地調査等の対応が求められる場合があります。

協力及び情報の公表

市が本補助事業の成果を省エネ設備導入の実例として公表する場合は、補助事業者の氏名又は名称並びに住所、所在地を公表することができるものとします。また、省エネ機器の普及などの二酸化炭素排出量削減の取組の普及を図るときは、この取組に協力するものとします。